

文部科学大臣 高木義明 殿

2011年度の国のスポーツ振興施策と予算案に関する要望

2010年12月21日

新日本スポーツ連盟

理事長 和食昭夫

はじめに

わが国のスポーツ振興のためにご努力されていることに敬意を表します。

内閣府の世論調査によれば国民の77.7%が1年間に何らかの運動を行っています。また1週間に1回以上スポーツを行う人は46.3%と推計されています。「いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも」スポーツに親しむことは、すべての人々が人間らしく生きる上で不可欠な基本的な権利の一つとなっています。また、競技力の向上は、人間の発達や能力の開花および社会の進歩にとって基本的な要素として尊重されるべきものです。新日本スポーツ連盟は、こうしたスポーツの社会的文化的な価値にふさわしく国のスポーツ振興施策を拡充するためにスポーツ予算の大幅な増額を強く要請します。

2011年度(平成22年度)概算要求予算の特別枠評価会議において、文部科学省の「元気な日本スポーツ立国プロジェクト」はC評価と厳しい評価がされています。こうした状況を打開するためにも、スポーツ愛好者、スポーツ選手、スポーツ団体の切実な要求に応える予算の確保のため、以下の点で一層の努力をされるよう要請します。よろしくご検討下さるようお願い致します。

<具体的な要求項目と理由>

1、サッカーくじ収益に依存した国のスポーツ予算編成を改め大幅な増額をはかるとともに、公共スポーツ施設の減少に歯止めをかけ、その整備拡充・改修のための施策を検討し計画的な推進をはかること

身近な場所に公共スポーツ施設が整備されることは、だれもが気軽にスポーツに親しむためにも、地域の自主的なスポーツクラブの活動の定着と発展や競技力の向上をめざすスポーツ団体や選手にとっても最も基本的で共通する課題です。ところが、わが国のスポーツ施設は、この25年間のあいだに全体で約7万か所減少し、その中で公共スポーツ施設は11,796か所減少しています。このスポーツ施設の減少に歯止めをかけ新たな整備拡充の施策を計画的にすすめることが急務となっています。そのた

めに以下の点で改善をはかるよう要請します。

- ①国として、公共スポーツ施設の新設・改修を計画的にすすめる施策をもつこと。
- ②地方自治体にたいする国の公共スポーツ施設整備費助成制度の増額、制度の拡充をはかること
- ③地方自治体のスポーツ施設の改修事業を助成対象とすること
- ④指定管理者制度導入後の、公共スポーツ施設の利用状況、使用料金、管理運営、施設の整備・補修などの実態調査を行うこと
- ⑤公共スポーツ施設への専門指導者の配置、社会体育指導委員の報酬の増額などの財政措置を講ずること

2、総合型地域スポーツクラブのみを優先する地域スポーツ振興策を改め、すべての自主的なスポーツクラブの育成にたいしても公正・公平な援助を行うこと

わが国で現実に地域のスポーツを担っているのは、70%以上を占める単一種目のスポーツクラブでありますから、総合型地域スポーツクラブのみを行政機関が育成する施策は、地域に根ざしたスポーツ振興と公正・公平なスポーツクラブ育成の観点から問題があります。総合型地域スポーツクラブのみを特別視するのではなく、圧倒的多数を占める単一種目の自主的なスポーツクラブに対しても公正な助成が行われるべきです。そこで、以下の点を要請します。

- ①単一種目を含むスポーツクラブに対し、公正・公平な助成をおこなうこと
- ②法人格のある団体のみへの助成制度を改め広く地域の自主的なスポーツクラブが助成を受けられるようにすること
- ③「モデル事業型」の総合型最優先の助成制度ではなく、長期的恒常的な助成制度を検討すること
- ④かつて日本スポーツクラブ協会が行っていたすべてのスポーツクラブを対象にした実態調査を実施すること

3、競技力向上施策の実施に当たっては、関係するスポーツ団体等の自主的な目標と方針を最大限尊重するところを重視し、それを支援することを中心にすべきこと

- ①国の直接事業となっているマルチサポート事業を JOC などのスポーツ団体の強化策に対応したものに改めること
- ②選手・コーチへの財政支援を強化すること
- ③寄付金税制の改善をはじめ、企業のスポーツ支援活動を促進する措置をすすめること

4、以下の新日本スポーツ連盟の事業を支援・助成すること

- ① 2年ごとに開催し今年で28回を数える全国スポーツ祭典に対し、文部科学省の後援名義ならびに開催経費の一部を助成金すること
- ② スポーツ連盟が行う指導者養成事業、国際交流事業の経費の一部を助成すること

以 上